

## 公立大学法人青森公立大学職員休職規程

平成21年4月1日

規程第51号

(趣旨)

第1条 この規程は、公立大学法人青森公立大学職員就業規則(平成21年規程第36号。以下「就業規則」という。)第46条第4項の規定に基づき、青森公立大学職員の休職に関し必要な事項を定めるものとする。

(心身の故障による休職)

第2条 理事長は、就業規則第46条第1項第1号の規定に該当するものとして職員を休職にする場合は、医師2名を指定してあらかじめ診断を行わせなければならない。

(職員の意に反する休職)

第3条 職員の意に反する休職の処分は、その旨を記載した書面を当該職員に交付して行わなければならない。

2 職員は、その意に反して休職の処分を受けたと思うときは、理事長に対し処分の事由を記載した説明書の交付を請求することができる。

3 理事長は、前項の請求を受けたときは、その日から15日以内に、同項の説明書を交付しなければならない。

(休職者の給与)

第4条 休職者の給与については、公立大学法人青森公立大学職員給与規程(平成21年規程第67号)第28条の定めるところによる。

(その他)

第5条 この規程に定めるもののほか、職員の休職に関し必要な事項は、理事長が定める。

附 則

(施行期日)

この規程は、平成21年4月1日から施行する。